

総括

(1) 成果目標に対する自己評価

- ① 有機農業の研修受入農家の地方公共団体との連携状況等に関する農家への調査を、全国 8 ブロック（地方農政局単位）において、合計 25 件を実施し、目標の 15 件以上達成した。
- ② 有機農業が地域に定着する際の支障となる要因等の課題及びその対応に関する事例調査・分析を、全国 8 ブロック（地方農政局単位）の 16 地域において実施し、合計 8 件以上を達成した。
- ③ ①～②の調査分析結果をもとに、地方公共団体を対象に有機農業が地域に定着するための課題とその対応への理解を深めるための講習会（公開セミナー）を 11 月 27-28 日に岐阜県恵那市にて開催した。また、冊子「有機農業をはじめよう！農業力が地域を創る」を作成し配布した。

以上、当初掲げた成果目標をおおむね達成することができた。

(2) 研修受入先と地方公共団体との連携

2006 年、有機農業の推進に関する法律ができるまでは、有機農家と地方公共団体との接点はほとんどなかったと言えるだろう。有機農家は、独自に有機農業を志向する研修生の受け入れから新規就農まで、一貫したお世話を行ってきた。

いっぽうで、新たに農業を志す非農家出身の新規就農者の大半は、有機農業をめざしている。全国農業会議所が 2010 年度に新・農業人フェアに参加した方への意識調査では、28%が「有機農業をやりたい」、65%が「有機農業に興味がある」と答えた。長野県では 2003 年に「新規就農里親制度」を始めたときに、県内の複数の有機農家が里親になっている。ここで紹介した大塚農園・大塚献三さんもその 1 人である。

1979 年より研修生を受け入れた霜里農場・金子美登さん、帰農志塾・戸松 正さんをはじめ、多くの有機農家での研修を通して、多くの新規就農者が輩出している。加えて、研修を受けた新規就農者が研修受入先として、地域に有機農業実施者を増やそうと努力している。実施農家や地域リーダーの新規就農者受け入れの熱意が、地域の就農実績に繋がってきたのである。

地方自治体の職員には「地域農業の担い手は有機農家だけではない」「有機農家を特別扱いきれない」として、有機農家との接点がほとんどない場合が多く、有機農家も特に自治体との接点を必要としなかった。しかし、国の環境保全型農業直接支払制度、青年就農給付金（準備型、経営開始型）を有機農業者、有機農業を志向する研修生、新規就農者が利用するようになり、地方自治体の職員が有機農業者と接する機会が増えてきた。研修生、新規就農者にとって、就農後の経営を考慮すると青年就農給付金（準備型、経営開始型）の受給は重要である。このことは、研修受入農家も承知している。

農業が職業の一つとして、若者に選択される時代になった。しかし、就農には栽培技術を身に付けるとともに、農地、住宅、資金、販路の確保をはじめ多くの課題がある。有機農家個人の力量に任せるのではなく、地方公共機関としてできることも多くある。なかでも、農家の高齢化に伴う担い手不足、遊休農地、耕作放棄地の増加が進むなか、農地、住宅の斡旋は自治体職員にとって通常業務の一環として行えるはずである。

北海道に見られる「北海道農業担い手育成センター」と有機農業推進団体「北海道有機農業研究協議会」との協力関係もその一つであり、有機農業志向者に対してもワンストップで対応できる相談体制の構築が欠かせない。

この他、地方自治体として新規就農者を積極的に受け入れるために、

- ① 農業体験で地域の暮らしに触れることが可能な環境整備と情報発信
- ② 有機農業実施者、先輩新規就農者の情報発信
- ③ 就農できる環境（研修受入先、子どもの教育環境（学校の有無）、医療・福祉、農外の仕事など）の情報発信

など、地域農業の担い手を確保し、農村を維持するためにすべきことは多くある。

(3) 変わり始めた有機農業の位置づけ

日本農業の「異端」から「先端」へ

近年まで、有機農業はごく少数の農業者が営む“異端”の農業と見られてきた。2006年に有機農業推進法が施行されて以降も、「有機農業では食えない」「有機農業は特殊な農業」というイメージが、一部に根強く残っている。

しかし、実はここ数年、有機農業の実践者が、先進的な農業経営体として農業界で高く評価されるケースが増えてきている。

たとえば、日本農業賞の「個別経営の部」では、2011年度の同大賞に有機 JAS 認証米をブランド化している愛知県愛西市の杉村義仁氏が選ばれた。さらに、13年度は北海道新篠津村で有機 JAS 認証のハーブやサツマイモなど、20品目以上を少量多品目で栽培する大塚ファーム、平飼い養鶏で日本初の有機 JAS 認証卵の生産を実現した山梨県甲斐市の農業生産法人黒富士農場と、「個人経営の部」の大賞3件のうち2件が、有機農業を実践する農場であった。

農林水産省が実施している「優良経営体表彰事業」でも、2013年度の個人経営体部門で、米・大豆・麦を中心に有機農業を展開し、生産した有機農産物を加工販売する株式会社金沢大地も経営する井村辰二郎氏が大賞を受賞した。

これら4件の経営体はどれも、特別栽培や有機栽培（黒富士農場はケージ飼いと平飼い）を組み合わせながら、地場産業と連携して加工・直売など6次産業化にも取り組んで販路を確保している。しかも、有機栽培原料の加工品は、再生産の可能な価格どころか、高付加価値商品として人気を得ているのである。

有機農業は、今や“異端”どころか、経営面でもすぐれた先進的農業者が取り組む“先端”の農業になりつつある。

遊休農地の解消・6次産業化・雇用創出など地域貢献も

有機農業は、自給を基本にした小規模な家族農業と思われがちであるが、近年では、雇用型の大規模農業を営む有機農業者も増えている。

杉村氏は、水稻・大豆を中心に約142haを経営するほか、約140haの作業受託も担い、17人を雇用するなど、地域の農地保全と雇用創出に大きな役割を果たしている。また井村氏も、耕作放棄地を積極的に借り受け、現在では183ha（水稻38ha、畑145ha、うち有機 JAS 認証面積144ha）の経営面積を持ち、45歳未満の若者を中心に18人の常時雇用を実現している。

耕作放棄地、遊休農地の増加は、多くの自治体にとって、今後ますます深刻化が予想される課題である。農政のグランドデザインとして取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」

では、今後、担い手に農地の8割を集積できたとしても、毎年平均して約2万人の青年層が新規就農しなければ、農地管理を維持できないと試算し、新たな地域農業の担い手確保に向けて、青年就農給付金制度や農の雇用事業など、新規就農者の確保・育成に向けてさまざまな施策が打ち出されている。

ただし、全国農業会議所「2010年度新・農業人フェアにおけるアンケート結果」を見ると、その新規就農希望者の約3割は、有機農業での就農を希望している。有機農業での就農希望者に対して扉を閉ざすより、有機農業でも慣行農業でも、どちらも同じ貴重な地域農業の担い手として受け入れ育成する体制を整えたほうが、増加しつつある遊休農地を活かし、多様な地域農業の担い手を確保することにつながるはずである。

一方、大塚ファームは、近隣市町村の福祉施設と連携してNPO法人ゆうきの里おおつかふあーむを立ち上げ、地域の障害者の自立支援に向けた就労機会を提供している。近年では、有機農業者と地場産業との連携による6次産業化と地域づくりを行政が支援する埼玉県小川町のようなケースも登場している。

耕作放棄地の解消や雇用創出、農業福祉など、さまざまな地域貢献活動に、今や多くの有機農業者が参画しているのである。

有機農業は中山間地域農業の強い味方

現在推進されている農業構造改革は、グローバル化に対抗する競争力強化策として、担い手への農地利用の集積・集約化を求めている。しかし、農地の約5割が中山間地域という日本では、農地集積による規模拡大・効率化を農業の競争力強化に結びつけられる地域は限られていると言わざるを得ない。まして、市場が成熟期を迎えた日本の場合、コスト削減・生産量増大という単純な“価格と量の勝負”だけでは販路の確保が難しく、かえって農業経営を圧迫する危険性もある。

いまや、地域の立地条件を踏まえ、多様化する消費者ニーズやインターネット・物流の進展に伴う流通の多様化に対応した、多様な農業が求められる時代。その中で有機農業は、地域農業戦略の選択肢として注目され始めている。

実は、山形県高島町や茨城県旧八郷町（現・石岡市）、福島県旧熱塩加納村（現・喜多方市）、千葉県旧三芳村（現・南房総市）など、有機農業の先進地の多くが、中山間地域に集中している。もちろん、農薬や化学肥料を多投する農業の近代化への疑問が背景にはあったのは事実であるが、有機農業が地域に面的に広がった背景として、1970年代以降の国内産地の大型化があったことは見逃せない。

規模拡大に限界のある中山間地域にとって、地域農業を維持するためには、スケールメリットとはちがう価値観を追求する必要があったのである。現にこれらの産地の多くが、有機農業の導入に舵を切ったことで、食の安全性に関心の高い消費者層を顧客として獲得し、地域農業を維持してきた。

中山間地域を多く抱える島根県では、すでに2010年に「有機農業総合振興対策事業」に乗り出し、「小規模でも他にはない特徴で全国に発信」「有機農業による高販売価格をねらい、『売れるものづくり』対策の推進」の一環として、有機農業振興を県の農業活性化策の柱のひとつとして明確に位置づけている。

この動きは、近年、コスト面での勝負が難しい海外の大型産地への対抗を迫られる日本農業にとって大きな示唆を与えるのではないだろうか。

グローバル化に対抗できる「強い農業」としても注目

意外かもしれないが、近年は農産物輸出という点からも、有機農業の可能性が注目されだしている。たとえば、近年、国際的な健康志向を受けて、日本の緑茶輸出が増加している。とくに、EU への日本茶輸出で大きな課題となっているのが残留農薬基準の違いである。

日本で茶栽培に使用されている農薬に関して、EU の規制が厳しく、慣行栽培の緑茶は輸出が困難である。そのため農林水産省では、EU への輸出戦略として、茶の有機栽培の推奨を対策のひとつにあげている。

有機食品市場は、2000 年以降、高い成長率が続いている。IFOAM（国際有機農業連盟）によると、2013 年の世界の有機食品市場規模は約 720 億ドル（約 8 兆 5,700 億円）で、その 9 割以上を欧米が占めている。（出所：Organic Agriculture Worldwide）。グローバルな視点で見ても、有機農業は大きな可能性を秘めているのである。

（榎田みどり）

(4) 有機農業の定着を阻害している要因は何か？

2012 年度に青年就農給付金制度が創設されたのを皮切りに、各都道府県に新規就農支援窓口が設けられ、新規就農定着サポート事業も始まるなど、ここ数年、行政による新規就農者の受け入れ体制は、格段に整備が進んでいる。

ただし、こと有機農業に限ってみれば、2006 年に有機農業推進法が施行されて以降も、有機農業での新規就農希望者を積極的に受け入れて育成している自治体は限られている。なぜだろうか。新規就農者の受け入れ窓口になる有機農業者ネットワーク組織が整備されていない

有機農業を希望する新規就農者から行政担当者が相談を受けた場合、研修の受け皿として紹介できる有機農業者のネットワーク組織が市町村内で見つからず、対応に苦慮しているケースが少なくない。

農林水産省の調査によると、全国の有機農業者は、2010 年の段階で約 1 万 2,000 戸と、2006 年からの 4 年間で 35% も増加している。しかし、多くの場合、有機農業者は点在している状態で組織化されていない。行政サイドでも、個々の農業者が研修生を受け入れているかどうかの情報把握ができず、そのため、就農希望者に紹介できる研修受入先を見つけられないのである。

背景には、もともと有機農業が農政の中に位置づけられておらず、有機農業への取り組みは、農業者個人の強い意志のみに支えられ、地域や行政との連携が生まれにくかった歴史がある。以前は、地域や行政と馴染もうとしない有機農業者がある程度いたことも、事実である。でも、最近はそのような気質はかなり変わってきた。

近年では、北海道の有機農業をすすめる会や福島県、新潟県、愛知県、香川県、大分県の有機農業推進ネットワークなど、県レベルでの有機農業者ネットワークが組織化されたり、山形県高畠町の有機農業推進協議会、長野県佐久市の有機農業研究協議会など市町村レベルでのネットワークも活動している地域もある。

一方で、鹿児島県の有限会社かごしま有機生産組合、千葉県山武市の農事組合法人さんぶ野菜ネットワークなど、生産・販売の共同事業体としても活動する有機農業者グループが、新規就農者の受け入れ窓口になっているケースもある。

また、福島県旧東和町（現・二本松市東和地区）では、平成の大合併を機に有機農業者ら地域リーダーが中心になって NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会を設立。新規就農者を受

け入れるとともに、販売・加工・交流定住促進・里山再生などの多様な地域活性化事業を進めている。さらに、新規就農者の営農支援のために「あぶくま農と暮らし塾」も開設した。

しかし、このような有機農業者のネットワークが誕生している地域は、全国的にはまだ少数ではない。

市町村やJAで有機農業の指導体制が整備されていない

多くの市町村が、有機農業での新規就農希望者への対応を明確化しておらず、希望者が訪れても適切な対応をすることができない状況が続いている。その背景には、市町村内で有機農業の位置づけが曖昧なままになっている現実がある。

有機農業推進法の施行以降、都道府県段階では有機農業推進計画の策定が進んでいるが、市町村単位で見ると、推進計画を策定した市町村は、まだ2割前後にすぎない。それ以前に、有機農業を営農類型に設定している市町村でさえ、ほとんどない。

かつてに比べて有機農業の技術が向上し、省力化や収量増加の技術も進んでいるにもかかわらず、市町村やJAサイドに「有機農業での就農は難しい」という先入観が根強く残っており、対応が消極的になりがちである。

新規就農希望者が研修を受けたうえで「有機農業で就農したい」と市町村の担当者に相談しても、有機農業技術の集積がないために、次のような対応をされる場合がいまだにしばしば見られる。

「有機農業では経営が成り立たない。とくに初期の収入が得られない。慣行栽培での就農に切り替えたほうがよい」

「体系化されていない不確かな技術は進められないので、有機農業はやめたほうがよい」

「有機農業では作っても売り先が見つけれないから、勧められない」

これでは、せつかくの就農への志がそがれてしまう。新規就農できた人たちも、就農窓口で冷たい対応を受けたり、何か所もまわらざるをえないという経験をしたケースが少なくない。

近年では、2010年に島根県が農畜産振興課に「有機農業グループ」を設置して有機農業の指導体制の整備に着手したり、大分県臼杵市も同年、有機農業推進室を創設するなど、地域農業振興策として有機農業を位置づける自治体も散見されるようになった。鹿児島県始良市では、有機農業を営農類型に設定し、受入体制を整えている。ただし、このような動きは、まだごく一部にとどまっている。

行政と同様に、JAでも、有機農業での就農希望者の受入・指導体制を有しているところは限られている。群馬県のJA甘楽富岡や兵庫県のJA兵庫六甲、鹿児島県始良市のJAあいらなどのように、JA内に有機農業に関する部会や研究会を設置したり、茨城県のJAやさとのように、有機農業での就農を条件に新規就農者を受け入れる「ゆめファーム」新規就農制度研修事業を実施しているケースもあるが、このようなJAも圧倒的に少数派である。

自治体内で有機農業者と行政の連携体制が整備されていない

有機農業者のネットワーク組織がなく、行政サイドも市町村内の有機農業者の情報を把握していない地域では、行政と有機農業者の連携を図ることができない。まずは、同じテーブルに着き、新規就農者の受入体制について話し合うことが必要である。

すでに行政と農業者の連携体制を確立している市町村もある。たとえば、かねてから有機農業者で組織する「小川町有機農業生産グループ」が活動していた埼玉県小川町では、2008年度に始まった有機農業モデルタウン事業の受け皿として小川町有機農業推進協議会が設立されたのを

機に、行政と有機農業者の連携が進んできた。毎年開催される「おがわまち有機農業フォーラム」には行政も参画して就農支援制度の説明や就農相談に対応する体制が生まれている。

また、兵庫県丹波市では、行政・JA・有機農業者が連携して「有機の里づくり推進協議会」を設立。援農ツアーやワークキャンプ、生産者講習会などの活動を展開している。富山県氷見市でも、行政・有機農業者・加工流通業者が連携し「氷見有機の里づくり協議会」を立ち上げている。

「就農する」ということは、単に農地・農業の担い手になるだけでなく、地域住民として「その地域で暮らす」ことでもある。研修生を受け入れている有機農業者からは、農地や空き家の斡旋など、就農・定着に向けた暮らしの支援を求める声もある。「公」と「民」が連携することで解決できる課題は少なくないはずである。

(榎田みどり)

(5) 定着阻害要因の課題と対応

有機農業への志向と国の推進方針

新たに農業を志す非農家出身の新規就農者の大半は、有機農業をめざしている。新・農業人フェアにおける意識調査では、28%が「有機農業をやりたい」、65%が「有機農業に興味がある」と答えた。また、新規参入者の21%が全作物で、6%が一部作物で、実際に有機農業に取り組んでいるというデータもある（全国農業会議所「新規就農者（新規参入）の就農実態に関する調査結果」2011年）。

いっぽう、慣行農業者の意識はどうだろうか？ 彼らも49%が、「条件がそろえば有機農業に取り組みたい」と考えている（「平成19年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国アンケート調査」）。

こうした状況のもとで、2006年に成立した有機農業推進法にもとづいて、14年4月に「有機農業の推進に関する新たな基本方針」が策定された。そこで設定されたおもな目標は次の2つである。

- ① おおむね2018年度までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増して1%とする。
- ② 50%の市町村で、有機農業の推進体制の整備を行う。

また、「日本再興戦略改訂2014」（2014年6月）や「農林水産業・地域の活力創造プラン」（2014年6月改訂）においても、有機農業の推進が位置付けられた。前者は「有機農産物等の需要が伸びている農産物の国産シェアを拡大させる」という政策目的を掲げ、課題として「①地域に応じた技術の確立、②新規参入支援、③販路の確保等が必要」と述べている。後者では「消費者ニーズの高い有機農産物について、関係者の連携により国内生産の拡大を推進」することを具体的施策として例示した。

このような国の方針をうけて、市町村の早急な取り組みがいま求められているのである。以下では、前項で指摘された課題をどう克服していけばよいかを述べる。

新規就農者の受け入れ窓口になる有機農業者ネットワーク組織の整備

これは、もっとも難しい課題である。「うちの市町村には有機農業者はごくわずかで、組織は存在しない」と答える担当者が多いと思う。

まず、数少ない有機農業者を訪ねて、聞き取りをしてみよう。有機農業者は相互のつながりが強いので、行政が知らない生産者の情報を持っている。行政の窓口を介さずに、小規模で新規就農

する生産者が少なくないのも、有機農業の特徴である。有機農産物を積極的に販売している地元資本のスーパーマーケットに聞いてみるのも、よいだろう。

次に、近隣市町村も含めて、有機農業関係の講演会や物産展、朝市などに積極的に参加してもらいたい。多くの場合、有機農業に関する新たな知見と生産者との出会いが得られるからである。

そして、本人は「有機農業をしている」とは認識していないけれど、実質的には農薬や化学肥料をほとんど使っていない兼業農家の女性や高齢者たちも、有機農業の担い手として位置づけ、グループ化を進めていこう。たとえば福井県池田町では、こうした兼業農家の女性 100 人を集めて「101 匠の会」をつくり、独自の栽培基準と認証制度を整備して、福井市内に設けたアンテナショップへ出店し、成功している。

有機農業の指導体制の整備

新規就農者が定着し、有機農業が広がるための課題は、技術と販路といわれてきた。それは間違いではないが、もっと重要なのは、環境保全型農業推進の延長上に有機農業を位置付けるのではなく、当初から有機農業を志向し、その課題や解決手法を検討し、施策を打ち出していくことである。実際、島根県はこうした方針のもとで有機農業を推進し、着実に広がりを見せている。

技術については 2 つのポイントを意識していただきたい。

第 1 に、有機農業技術は地域や個人によって差が大きく、マニュアル化しにくいので、完成形を求めると現場になかなかおろせない。島根県では、技術開発・研究の結果、5～6 割の見通しがついた段階で、現場に出して利用の判断を農家にゆだねている。ある程度のリスクを負いながら、農家とともに田畑で技術を確定していく姿勢が重要である。

第 2 に、都道府県では、有機農業専門の普及指導員を養成していくことである。そのためには、有機農業研修を充実し、担当者が変わっても組織として引き継いでいくようにしなければならない。研修の講師には必ず、地域の先進的有機農業者を含めるようにしてもらいたい。先進地視察も欠かせない。また、都道府県では、有機農業担当の農業革新支援専門員（専門技術の高度化や政策課題への対応を担う）の配置をぜひ考えてもらいたい。

販路拡大については、行政の仕事ではないという捉え方もある。しかし、特産物の掘り起こしから販売までに取り組む市町村が増えてきた。前述の「日本再興戦略改訂 2014」でも「販路の確保が必要」とされている。直売所の設置、豆腐・日本酒・製麺などの地場産業とのマッチング、商業者への販売の働きかけなど、行政ができることは多くあるはずである。生産者の事情と消費者の志向の双方に通じた、農商工連携コーディネーターないし有機農業アドバイザーを一定期間委嘱するのも一案であろう。

また、有機農業技術の普及には時間がかかり、行政と生産者のコミュニケーションが大切になる。もちろん、一定の知識も必要である。愛媛県今治市や福井県越前市など、有機農業で成果をあげている自治体の多くは、担当者を短期で異動させていない。最低 5 年は継続してほしい。

そして、窓口に来た新規就農希望者に、「有機農業での経営は成り立たないから、止めたほうがよい」という対応だけは、しないでいただきたい。彼らは地域の貴重な担い手の候補者である。近隣市町村も含めて、高い評価を受けている有機農業者を紹介するようにしよう。

行政と有機農業者の連携

市町村行政と有機農業者は、持続可能な住みやすい地域をつくるという同じ目標をもっているはずである。両者の恒常的な話し合いや政策協議の組織を設けていく必要がある。この点で、有機農業モデルタウン事業はたいへん大きな役割を果たした。こうした組織では、知恵は双方で出

し合い、事務的部分を引き受けるのは行政である。また、「意見を聞く」だけの形式的参加ではなく、それぞれから出されたアイデアを具現化していく場としなければならない。

今後の連携を深めていくとき、次の2つの視点を重視してほしいと思う。

ひとつは、自給の延長としての多品目少量の野菜や米、大豆などの販売を目的とした暮らし型有機農業ないし半農半Xと、ある程度の収入を目指して施設野菜の通年栽培などを行う産業型有機農業の双方を育てていこうとすることである。これまで農業支援はもっぱら専業農家を対象にしてきたが、中山間地域はじめ多くの地域はもともと兼業で生きていた。両者は相補う存在である。あわせて、新規就農者を地域の担い手と捉えて、教育や福祉も含めた地域振興政策として考えて、予算化していく必要がある。

もうひとつは、合併が進んだ市町では旧町村単位で連携組織を設けることである。広域合併した場合、中心市街地と周辺山間部では産業も暮らしも大きく異なる。合併後に、有機農業振興施策が後退したケースも見られるようである。地域の事情に応じた体制づくりをしていく必要がある。

(大江正章)

(6) 有機農業が地域に定着するための課題と対応

有機農業へのイメージの変化

2015年1月に放映されたNHKドラマ『限界集落株式会社』で、俳優の反町隆史さんが有機農家を演じた。有機農業に挑戦したが品質の悪い農作物しかできず、多額の借金をつくり離農。その後父親が土づくりに生を出し、13年目のキャベツ畑は品質もよく販売可能な作であった。しかし、出荷の途中で急死し、反町さんが有機農業を継ぐことになる。折も折、地域の慣行栽培キャベツが生産調整で収穫されずに畑で粉碎される。いっぽう、有機キャベツは、村外との接点が少ないなかで、販路確保のために直売所や観光農園を始める。その後、地域を襲った集中豪雨による農産物の壊滅的被害や有機JAS認証農産物の農薬検出事件、路線バスの廃止、医者のない医療の実態をはじめ、わずか5話のなかで農村が抱える多くの課題を盛り込んだため、過疎化・高齢化が進行した限界集落に若者が定着していくために何を訴えたかったのか、焦点を絞り切れなかったように思える。しかし、有機農業を題材とした作品で、「有機農業を始めたころの農産物は、品質が悪く商品としての価値が極端に低いが、長年の土づくりの結果、品質の良い農産物ができるようになることが示されていたこと」は評価できる。

有機農業で成果を上げている農家で研修を受け、周到な準備をしたうえで有機農業を始めた場合、初年度から品質のよい農産物を生産し、販売している例も多々ある。いずれにしても、先に述べたように有機農業への参入に際し販路の確保が先行していることは、欠かせない。

慣行栽培にどっぷり浸かっている農業者、技術指導者には、現在でも「有機農業は苦勞が多く、農薬や化学肥料を使用しないとまともな農産物はできない」と信じている人も多々いる。地域に有機農業が広がり、定着するには、霜里農場の金子美登さんのように、有機農業実施者が地域の農家に認められる営農をしたうえで、その技術、販路を公開し共有できる度量が必要であろう。また、全国各地にある有機農家、有機農業推進団体と市町村、JAなどで構成された有機農業推進協議会を活用し、地域の有機農業に関する情報を関係者で継続して共有していく必要がある。

安全で美味しい食品への志向

日本政策金融公庫が実施した2014年度下半期消費者動向調査(2015年1月、全国20歳代から70歳代の男女各1,000人へのインターネットによるアンケート調査)によると、食の志向に

ついて「健康志向」は45.4%で、9期連続最多回答で、「安全志向」についても25.4%と前回調査（2014年7月）より3.9ポイント上昇した。食料品の購入時に国産品かどうか「気にかける」は79.6%（前回77.4%）、外食時に「気にかける」は39.1%（前回35.6%）と、国産品を気にかける傾向が強くなっている。国産食品に対するイメージでは、「美味しい」が58.8%、「色・形がよい」が41.6%と輸入食品のそれぞれ3.2%、4.1%と大きく異なる。また、「割高でも国産品を選ぶ」という回答が64.0%と前回から2.4ポイント上昇した。これらの結果から、「健康に良く、安全で美味しい食品への志向」が強まっていると思われる。すなわち、有機農産物に本来そなわっている品質と消費者が求める食品に対するイメージは合致している。有機農業の拡大には販路の確保が課題とされているが、工夫次第で新たな販路は身近にあるのではないだろうか。

見直されはじめた農業、農村の暮らし

増田寛也・元総務相と日本創世会議が中心となって発表した一連のいわゆる「増田レポート」は、全国1,800市区町村の49.8%にあたる896自治体で、子どもを産む人の大多数を占める20～39歳の女性人口が2010年から30年間で5割以上減少すると推計し、これらの自治体を「消滅可能性都市」と位置づけた（増田2014）。このことで、一喜一憂している自治体の首長、担当者も多くいるであろう。

いっぽう島根県では、「しまね郷づくりカルテ」を作成し、今後の人口予測を行い、長期的に高齢化率の上昇を抑え、小中学生数を安定させるために必要な新規定住増加数を割り出している。たとえば、中山間地域にある地区（2010年の人口1,083人、高齢化率42.3%）で、現在よりも毎年2組（合計10人）、30代前半の子連れ夫婦（4歳以下の子ども連れ）と20代前半の男女の流入が継続的に増加すると、人口の減少は大きく緩和され、高齢化率は下がり、小中学生の数は長期的に安定する。さらに、60代前半の定年帰郷者が毎年2組流入すれば、地域の人口維持は進み、10年後（2020年）には1,007人、30年後（2040年）には853人で、高齢化率43%と試算されている。増田レポートで「消滅可能性都市」と位置づけられた人口は21%減に留まり、高齢化率も50%まで上昇するが、その後は減少に転ずる計算になる。島根県全県で試算すると、首都圏人口の1万分の1の人口（542組・3,794人）が、還流すれば県全体の中山間地域人口が持続するという（藤山2013）。小さな数でも定住者が毎年継続して増えれば、中山間地域の人口構造は持続可能なものへと転換できるのである。

事実、東京都在住の男女計1,200人を対象に地方への移住に関する意向について尋ねたインターネット調査結果によると、東京在住者の4割（うち関東圏以外出身者は5割）が地方への移住を検討している又は今後検討したいと考えている。特に30代以下の若年層および50代男性の移住に対する意識が高い。その理由として、4割弱が「出身地であるから」と「スローライフを実現したいから」をあげている（「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」2014年）。このように、価値観の多様化により、農業、農村の暮らしが見直されている。農業、農村を知る入口として、アグリやさとやなのはな畑・佐々木正さんなどが行っている都市住民の農業体験も、農業現場を知らない消費者が増えた現在社会において重要な取り組みである。

有機農業を核とした地域づくり

合併前の旧町村で「有機の里づくり」を目指して取り組んでいたにもかかわらず、合併後、市町全体の取り組みとして拡大しにくい例がある。農業の大規模化、効率化が取り沙汰されるなかで、郡部の環境にあった農業まで目が行き届かなく、地域振興の要として有機農業を検討する、検討できる情報が少ないのではないだろうか。

島根県吉賀町の福原匡史さんは、高度経済成長の波が地域に浸透してきた 1970 年代から、大量生産、大量消費、大量破棄の在り方に疑問を感じ、地域資源を有効活用する「自給をベースにした有機農業」を地域ぐるみで進めている。たとえ市町村の財政が破綻したとしても、その地域に住み「自給をベースにした暮らし」をしている農家、農村は無くならないであろう。このような地域自給や地域住民の共助など、お金では買えない「持続的な暮らし」に若者が魅力を感じているのである。福井県池田町のように、町の暮らしに誇りを持ち、町民自ら町の将来を考え、みんなですしずつの力を出し合い、ともに実行に移す取り組みが行われている地域は、そこで生活している住民のためのまちづくりを行っているため、今後とも存続し続けるであろう。

地域の持続性を維持するためにも、地域再生の具体的な目標を地域住民で共有し、中山間地域の特色を生かした仕事（農業）として、若者が魅力を感じる農業として、有機農業を核とした「まちづくり」を推進していく必要があるのではないだろうか。

引用文献

- 藤山浩（2013）求められる「定住のかたち」一年間何組増えれば持続可能になるか『地域再生のフロンティア 中山間地域から始まるこの国のかたち』（小田切徳美、藤山浩編著）pp.305-314（農文協）
- 増田 寛也編著（2014）『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減』（中央新書）

参考資料

生産環境総合対策事業実施要綱・要領（抜粋）
ポータルサイト「有機農業をはじめよう！」の基本情報
有機農業研修受入先一覧
有機農業相談窓口一覧

生産環境総合対策事業実施要綱・要領（抜粋）

生産環境総合対策事業実施要綱

第1 趣旨

我が国の農業が持続的に発展していくためには、地球温暖化の進行や農業生産に由来する環境保全効果及び環境負荷を踏まえた上で、農業生産活動が行われる必要がある。

このため、生産環境総合対策事業（以下「本事業」という。）は、農業生産における地球温暖化対策の強化、有機農業の拡大・定着など、環境と調和した持続的な農業生産の拡大に向けた取組を総合的に推進するものである。

（別記2）有機農業総合支援事業

第1 事業内容

有機農業総合支援事業（以下「有機農業支援事業」という。）にあたっては、次に掲げる内容を実施するものとする。

1 有機農業栽培技術体系化促進対策

（1）有機農業参入支援データ作成事業

有機農業の推進を行う上では、就農窓口となる地方公共団体の参入受入体制の整備が必要であることから、地方公共団体において有機農業による新規就農を希望する者への相談体制の構築を支援するため、有機農業による新規就農を希望する者の研修の受入先となっている有機農業者（以下「研修受入農家」という。）における地方公共団体との連携状況を把握するための調査、有機農業が地域に定着する際に支障となる要因等の有機農業への参入に係る課題及びその対応についての収集・分析を行い、これらの情報を提供するため、次の取組を行うものとする。

ア 協議会の開催等事業推進体制の整備

イ 有機農業の研修受入農家における地方公共団体との連携状況、連携に至るまでの経緯、今後の課題等に関する調査・分析

ウ 有機農業が地域に定着する際に支障となる要因等の有機農業への参入に係る課題及びその対応についての収集・分析

エ イ及びウで収集・分析したデータの提供

カ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

ポータルサイト「有機農業をはじめよう！」の基本情報

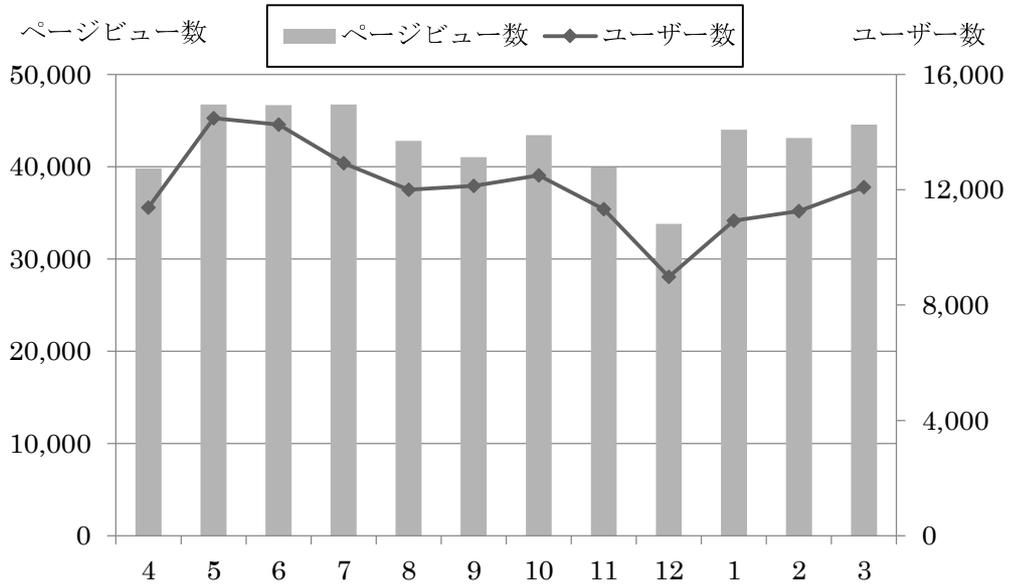
(1) コンテンツ項目と掲載内容

コンテンツ項目名	掲載内容等（平成 27 年 3 月 31 日現在）
トップページ	ポータルサイトの趣旨説明、各ページへのガイド等。
有機農業とは？	有機農業についての簡単な説明。全 1 件。
イベント情報	有機農業に関わるイベントの紹介。今年度 70 件。
研修先情報	研修受入先情報。個人情報に配慮した形にまとめ、地域ごと、または条件ごとに検索できる仕組みとなっている。全 139 件。
相談窓口情報	相談窓口情報。全国地図から場所が分かる。全 59 件。
有機農家への道	新規就農で有機農業を目指す人を対象とした、就農ステップの概要説明。全 7 件。
実践事例集	先進事例となる有機農業実施者の事例。全 17 件。
コラム	有機農業に関するコラム。全 2 件、24 章。
有機農産物マーケット	有機農産物の販売に力を入れているファーマーズマーケット情報。全国地図から場所が分かる。全 18 件。
データベース	イベント資料や書籍案内情報の掲載。
検索	大手検索サイト Google の機能を利用した検索機能。
サイトポリシー	ポータルサイトの具体的趣旨や、著作権、免責事項、個人情報保護方針などについて。
リンク集	農林水産省や就農支援団体、都道府県別の有機農業推進体制。情報や就農支援団体、日本有機農業研究会などのウェブサイトへのリンク。全 157 件。
組織情報	有機農業参入促進協議会の概要説明。
お問い合わせ	有機農業参入促進協議会スタッフへの E メールによる問い合わせフォーム。今年度 22 件の利用があった。
バナー	リンク画像。全国農業会議所新規就農相談センター等に設置されている。

(2) アクセス解析 (2014年4月1日～2015年3月31日分 数値は Google Analytics による)

1) アクセス数

月平均 12,023 名 (昨年度の 1.32 倍) のユーザーが、42,729 ページ (同 1.06 倍) を訪れた。機器別アクセス数では、パソコンが 61%、スマホが 32%、タブレットが 7%であった。



2) アクセスランキング

順位	コンテンツ	ページビュー数
1	トップページ	67,871
2	7.ボカシ肥の作り方と使い方 (農業者編) (西村コラム)	43,466
3	研修先 TOP	25,117
4	検索結果画面	17,059
5	有機農業とは?	14,040
6	イベント情報トップ	13,205
7	有機農業への道トップ	12,779
8	13.化学肥料はなぜいけないのか (西村コラム)	9,302
9	ファーマーズマーケットトップ	9,024
10	事例集トップ	8,835

研修先情報へのアクセスが多くあり、その需要の多さが分かる一方、ぼかし肥料の作り方についてもアクセスは多く、技術情報の発信がアクセス数の増加に大きく貢献する可能性が考えられた。

3) アクセス元ランキング

順位	参照元	訪問数
1	google 検索	72,880
2	yahoo! 検索	61,392
3	直接来訪	18,235
4	全国農業会議所	5,778
5	bing 検索	5,115
6	yahoo 知恵袋	1,904
7	docomo 検索	1,560
8	農林水産省	1,139
9	yahoo 知恵袋	895
10	wow.com 検索	868

google 検索（40.3%）、yahoo! 検索（33.9%）に続いて、直接来訪（10.1%）が入った。直接来訪は、ウェブサイトのアドレスを直接入力したり、お気に入りのウェブサイトとして当サイトを登録した来訪者が増加したりしていることを意味するため、昨年 10 月より、当協議会の印刷物やイベントに QR コードを付加するようにしたことも功を奏したと思われる。

4) アクセス元地域ランキング

順位	地域	訪問数
1	東京都	42,457
2	大阪府	16,051
3	愛知県	11,257
4	神奈川県	10,151
5	千葉県	7,588
6	福岡県	6,770
7	埼玉県	5,856
8	兵庫県	5,431
9	北海道	4,809
10	京都府	4,540

都市圏からのアクセスが多くあった。人口との兼ね合いを考えればやむを得ないと思われるが、有機農業実施者が多くいる農村部のからのアクセスが増加するための情報提供が求められる。

有機農業研修受入先一覧

都道府県	農園名・組織名	都道府県	農園名・組織名
北海道	無何有の郷農園	千葉県	さいのね畑
	大塚ファーム		有限会社グリーンポート・アグリ
	(有)当麻グリーンライフ		農事組合法人 さんぶ野菜ネットワーク
	有機農園おやじの村		(株)生産者連合デコポン
	ハーベストガーデン福山		真澄農園
岩手県	グリズファーム		(有)北総ベジタブル
宮城県	ボンディファーム		林農園
秋田県	(公財)農業・環境・健康研究所秋田農場		農業組合法人 ナチュラルシード
山形県	浦田農園		こめ吉農園
福島県	チャルジョウ農場		くりもと地球村・(有)三穂グレイン
	アズちゃん農苑	農大松農場	
茨城県	自生農場	神奈川県	NO-RA ～農楽～
	農業生産法人(株)ヴァレンチア		農業生産法人なないろ畑(株)
	NPO 法人あしたを拓く有機農業塾	富山県	土合農園
	スワラジ・セミナーハウス「百姓の家」	石川県	ユウキファーム山岸
	森の農園 宇治田農場	福井県	(有)かみなか農楽舎
	(株)照沼勝一商店		(公財)自然農法国際研究開発センター
	木の里農園 有機農業ネットワーク野良の会		やさいの森
栃木県	帰農志塾		(株)mama
	株式会社ベジファーム		くろやなぎ農園
	旬の野菜 爽菜農園		高坂農園
	コバちゃん農場	でんぷく農場	
	大輪キリスト教会・大輪養鶏場	あさひや農場	
	ウインドファミリー農場	まいん農園	
群馬県	滝の里農場	ゆい自然農園	
	高崎市倉渕支所産業課	柴本無農薬菜園	
埼玉県	横田農場	(株)あずみ野エコファーム	
	農業生産法人 株式会社 風の丘ファーム	岐阜県	中津川・七ツ平高原
	やさいかん		(株)ポテンシャル農業研究所
	ふかや農場		こころ野農園
	菜園「野の扉」		GOEN 農場
千葉県	山田自然農園	静岡県	(公財)農業・環境・健康研究所 農業大 学校

都道府県	農園名・組織名	都道府県	農園名・組織名
静岡県	なごみ農園	和歌山県	農業生産法人(株)ビオランド
	葉っパイ向島園株式会社		橋本自然農苑
	しずか村	島根県	(有)やさか共同農場
石川農園	みずすまし		
愛知県	太田農園	岡山県	(有)木次乳業グループ
	野菜の城		庄地区無農薬研究会 山崎農園
	農業生産法人(株)そら		里山農場
	高山農園	広島県	飯山農園
	福津農園		安芸の山里農園 はなあふ
	矢作川自給村 稲穂の里		渡辺農場
	松本自然農園		坂本農場
	なのはな畑	山口県	こだわり農場
	鬱蒼農園		天神自然農園
	三重県	伊賀有機農産供給センター	徳島県
(有)この指とまれ		(有)若葉農園	
七栗ファーム		香川県	よしむら農園
(有)めぐみの里		愛媛県	(株)いけちゃん農園
村山農場		高知県	(株)雲の上ガーデン だっぱんや
鷺野農産			農業生産法人(株)ロカヴォ
ゆうき伊賀の里			有機のがっこう「土佐自然塾」
滋賀県	山本農園	福岡県	(株)山下農園
	はれやかふぁーむ		合鴨家族 古野農場
京都府	オーガニック nico	佐賀県	農業生産法人(株)サガンベジ
	霜尾共造農園		佐藤農場株式会社
大阪府	べじたぶる・は一つ	熊本県	(株)うきうき森田農場
	堀田農場		NPO法人熊本県有機農業研究会・養成塾
兵庫県	牛尾農場		農業生産法人(有)緑商
	稲谷農園		健幸一番楽らく農園
奈良県	セレクトファーム		大分県
	ハンサムガーデン(株)	嶋津農園	
	(有)類農園	久保田農園	
	(株)陽光ファーム 21	有機農業体験研修農園さいたえん Happy村	
	(有)山口農園	佐藤農園	
	月ヶ瀬健康茶園	ウジャマー農場	
和歌山県	田辺印の会	長崎県	(株)長有研

都道府県	農園名・組織名	都道府県	農園名・組織名
鹿児島県	農業生産法人(株)エコ・スマイル	沖縄県	宮古島亜熱帯有機農業生産組合 宮古島 愛育農園
	かごしま有機生産組合	海外 (フランス)	オーベルジュペイザンス
沖縄県	(有)大野原有機農業研究会		

※ 詳しい情報はポータルサイト「有機農業をはじめよう！」に掲載しています。

有機農業相談窓口一覧

都道府県	団体名	電話番号
全国	有機農業参入全国相談窓口	0558-79-1133
北海道	津別町有機農業推進協議会	0152-76-3322
北海道	北海道有機農業生産者懇話会	011-385-2151
北海道	(公財)農業・環境・健康研究所 名寄研究農場	01654-8-2722
岩手県	一関地方有機農業推進協議会	0191-75-2922
岩手県	岩手県農林水産部農業普及技術課	019-629-5652
宮城県	宮城県農林水産部農産園芸環境課	022-211-2846
秋田県	NPO 法人永続農業秋田県文化事業団	018-870-2661
秋田県	公益社団法人秋田県農業公社	018-893-6212
山形県	遊佐町有機農業推進協議会	0234-72-3234
山形県	山形県農林水産部農業技術環境課	023-630-2481
福島県	(公財)福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター	024-521-9835
福島県	福島県農業総合センター有機農業推進室	024-958-1711
福島県	NPO 法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会	0243-46-2116
茨城県	NPO 法人アグリやさと	0299-51-3117
茨城県	茨城県農林水産部産地振興課エコ農業推進室	029-301-3931
茨城県	NPO 法人あしたを拓く有機農業塾	090-2426-4612
栃木県	NPO 法人民間稲作研究所	0285-53-1133
栃木県	栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当	028-623-2286
群馬県	高崎市倉淵町有機農業推進協議会	027-378-3111
埼玉県	小川町有機農業推進協議会	0493-72-1221
千葉県	有機ネットちば	043-498-0389
千葉県	山武市有機農業推進協議会	0475-89-0590
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全課	03-5320-4834
東京都	NPO 法人日本有機農業研究会	03-3818-3078
新潟県	三条市農林課	0256-34-5511
新潟県	にいがた有機農業推進ネットワーク	025-269-5833
新潟県	NPO 法人雪割草の郷	0256-78-7234
富山県	富山県農林水産部農業技術課	076-444-8292
石川県	金沢市有機農業推進協議会	076-257-8818
山梨県	山梨県農政部農業技術課	055-223-1618
長野県	(公財)自然農法国際研究開発センター	0263-92-6800
静岡県	一般社団法人 MOA 自然農法文化事業団	0558-79-1113
愛知県	オアシス 21 オーガニックファーマーズ朝市村	052-265-8371
三重県	社団法人全国愛農会	0595-52-0108
滋賀県	NPO 法人秀明自然農法ネットワーク	0748-82-7855

都道府県	団体名	電話番号
京都府	京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進担当	075-414-4959
京都府	京都乙訓農業改良普及センター	075-315-2906
京都府	山城北農業改良普及センター	0774-62-8686
京都府	山城南農業改良普及センター	0774-72-0237
京都府	南丹農業改良普及センター	0771-62-0665
京都府	中丹東農業改良普及センター	0773-42-2255
京都府	中丹西農業改良普及センター	0773-22-4901
京都府	丹後農業改良普及センター	0772-62-4308
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	078-362-9210
奈良県	有限会社山口農園～オーガニックアグリスクール NARA	0745-82-2589
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2905
和歌山県	NPO 法人和歌山有機認証協会	073-499-4736
島根県	島根県農林水産部農産園芸課	0852-22-6704
岡山県	岡山商科大学経営学部岸田研究室	080-1947-6139
広島県	食と農・広島県協議会	090-3177-0438
山口県	山口県有機農業推進団体協議会	090-4691-9223
徳島県	NPO 法人とくしま有機農業サポートセンター	0885-37-2038
香川県	香川県農政水産部農業経営課	087-832-3411
愛媛県	今治市有機農業推進協議会	0898-36-1542
高知県	有機のがっこう「土佐自然塾」	0887-82-1700
熊本県	くまもと有機農業推進ネットワーク	096-384-9714
熊本県	NPO 法人熊本県有機農業研究会	096-223-6771
大分県	NPO 法人おおいた有機農業研究会	097-567-2613
鹿児島県	鹿児島有機農業技術支援センター	0995-73-3511
沖縄県	(公財)農業・環境・健康研究所 大宜味農場	0980-43-2641

※ 詳しい情報はポータルサイト「有機農業をはじめよう！」に掲載しています。

資料の複製、転載および引用は、必ず有機農業参入促進協議会
の了承を得た上で行ってください。

平成 26 年度 生産環境総合対策事業
有機農業総合支援事業（有機農業参入支援データ作成事業）報告書

平成 27 年 3 月 印刷・発行

編集・発行 NPO 法人有機農業参入促進協議会
事務所 〒390-1401 長野県松本市波田 5632-1
TEL/FAX: 0263-92-6622
E-mail: office@yuki-hajimeru.net
Website: yuki-hajimeru.net
